

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(仮称)案」に関する意見募集について

平成26年1月25日
内閣府大臣官房番号制度担当室
内閣官房社会保障改革担当室

1. 意見募集対象

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(仮称)案

2. 意見募集期間

平成26年1月25日(土)から2月23日(日)までの30日間
(郵送の場合は2月23日(日)消印有効)

3. 意見提出の方法

ご意見は、次のいずれかの方法により提出してください。

また、電話又はFAXによるご意見はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) インターネット上の意見募集フォーム(締切日必着)

<https://form.cao.go.jp/bangouseido/opinion-0001.html>

※文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

(2) 郵送による場合

以下の宛先に送付してください。

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 三会堂ビル8階

内閣府大臣官房番号制度担当室 「意見募集」係 宛

※郵送の場合は、封筒に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(仮称)案に関する意見」と朱書きいただきますようお願いいたします。

4. 記入事項

郵送にてお送りいただく場合、以下の事項を御記入ください。(様式任意)

- ① タイトル(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(仮称)案に関する意見」とご記入ください)
- ② 氏名(法人又は団体の場合は名称、代表者及び担当者の氏名)
- ③ 電話番号又は電子メールアドレス
- ④ ご意見(どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください)

5. 意見の記入について

○ 提出していただくご意見は日本語に限ります。

○ 今回、意見募集対象としておりますのは、上記1.に掲げる政令案の内容に関するものとなっております。これ以外のご意見につきましては対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

6. その他

- 皆様からお寄せいただいたご意見に関する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- お寄せいただいたご意見につきましては、政令案作成の参考とさせていただくとともに、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合があります。
- お寄せいただいた個人情報については、ご意見の内容確認等の連絡目的に限って利用し、適正な管理を行います。
- なお、追って補足資料を追加掲載する予定です。